

★ 旅行業法施行細則の一部を改正する規則（規則第一号）（観光課）

一 改正の要旨

旅行業法の一部改正に伴い、新たに県が行う旅行サービス手配業の登録事務を規定するなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年一月十一日